

令和 元年 6月 14 日

志摩市議会議長 中村 和晃 様

志摩市議会議員

西崎甚吾



前田俊基



舟上幹夫



上村秀行議員に対する懲罰動議

次の理由により、上村秀行議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由

1 6月13日の一般質問において上村秀行議員は、現教育長が5月7日の全員協議会で所信表明をした際に、「教育長候補の今の教育長になっている舟戸さんに、志摩市の教育について基本的なことを質問しようとしていたら、心ないヤジが私の後ろ右斜め奥の20番議席の方より発せられ、「一般質問でやれ」というような言葉が飛んできました。やむなく私は今回の一般質問をすることにいたしました。」という発言を行っております。しかし、議事の進行を務める議長は西崎議員の発言を受けて上村議員の発言を制限するようなことはしていませんし、上村議員は発言を続けています。このように本会議での上村議員の発言は明らかに事実と異なっています。そして、本会議の場で西崎議員を特定し、西崎議員が正常な議事の進行をゆがめた印象を多くの人に与えようとする悪意に満ち、明らかに西崎甚吾議員を侮辱しております。

2 同日の一般質問において上村秀行議員は、教育部長の「浜島小学校の方にいる舟戸校長ですね、教育長の奥さんということになります。」との答弁の後に、「例えば教育長の身内ですね、学校長がいたとすれば、公正公平ですね、判断ができるのか否か。身内が市内の学校で管理職で勤務しているのか。私にとってはあり得ないことですが、この点に関して、教育長はどう思われますか。」と発言しています。この発言は、教育長が教育行政上、身内に対して公平公正な判断ができないような印象を与えるものです。聴いた市民に誤解を与える発言であり、志摩市の教育行政の責任者でもある舟戸教育長を侮辱しております。

以上の理由から上村秀行議員に対して、「公開の議場における陳謝」の懲罰を科されたい。